

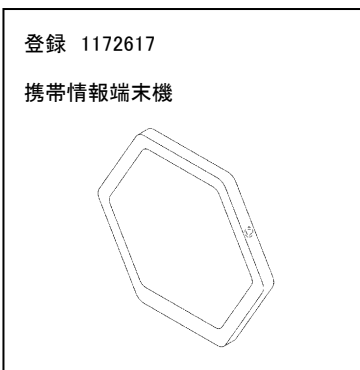
意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
H5-0B	—	その他の電子機器等(卓上型)	
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機	
H5-40B	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上型)	
H5-40BA	—	周辺機器及び汎用端末機(卓上・データ表示機付き)	
H5-41	—	データ入力機	
H5-41A	—	データ入力機(キーボード型)	
H5-41AA	—	データ入力機(キーボード・タイプライター型)	
H5-43B	—	電子計算機用キーボード付データ表示機(卓上型)	
<b>関連分類・関連物品</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称または物品の名称</b>		
H6-541	カード記録機		
H7-70	電子計算機等		
H7-122BA	【操作機器(小型携帯型)】いわゆるリモコン型・表示部あり		
H7-130	データ入力機等		
H7-6243	小型データ表示機		
H7-43	携帯電話機		
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
電子計算機	電子計算機用入出力端末機	電子情報端末機	
電子辞書	データ通信用入出力端末機	ハンディターミナル	
データ入力機			
<b>定義</b>			
<p>データ表示機が付いた電子計算機のうち、携帯型のものを分類する。 携帯型とは主に携帯し使用するものをいう。キーの数は問わない。</p> <p>主に販売時点情報管理システム(POSシステム)等で使用される、携帯型データ入力機いわゆるハンディターミナルを含む。 カード記録機能、無線通信機能、印刷機能、バーコード読み取り機能(スキャナー機能)を持つものを含む。</p> <p>物品名や、意匠の説明等の記載により、電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品は、ノートパソコン型の特徴を備えていてもここに分類する。</p>			

<Dタームの概要>

H7-725に分類されるものは、Dターム:A~AFの何れかを必ず付与する。

A:その他(AA~AFを除く)



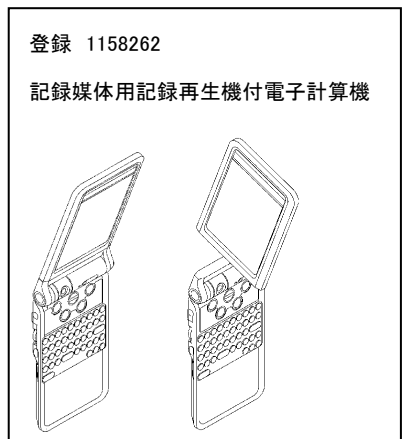
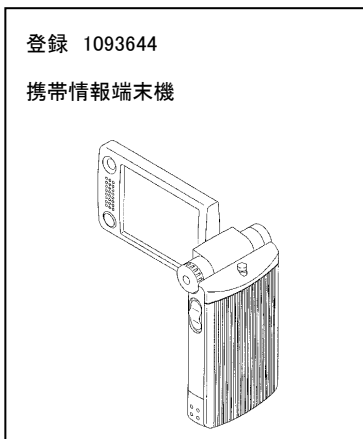
AA:ストレート型



AB:折畳型

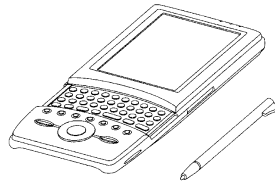


AC:回転型

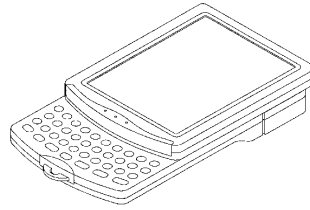


AD: スライド型

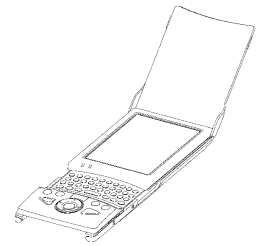
登録 1110030  
携帯情報端末



登録 1143242  
携帯情報端末機

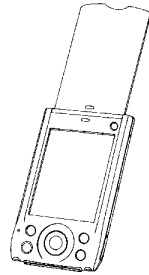


登録 1174629  
携帯情報端末



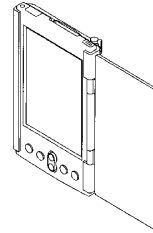
AE: フリップ型

登録 1158524 携帯情報端末機



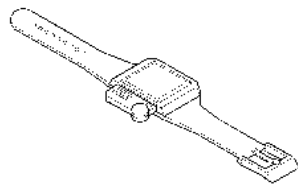
登録 1120805

記録媒体用記録再生機付電子計算機

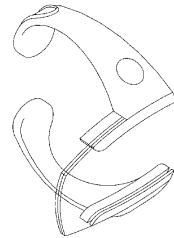


AF: 腕時計型

登録 01119440 電子計算機  
H7-725AF



登録 1173400  
携帯情報通信端末機



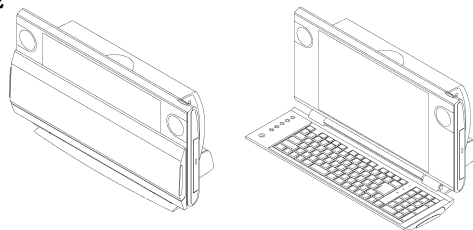
**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- H7-723(卓上型)、H7-724(ノートパソコン型)、H7-725(携帯型)の関係
- ・ H7-723～725における分類優先順位は、携帯型>ノートパソコン型>卓上型

- ・ H7-723(卓上型)には、主に卓上に据え置いて使用されるものを分類する。携帯型、ノートパソコン型に該当する特徴を持つものは除く。
- ・ H7-724(ノートパソコン型)には、パネル型表示部とフルキーボード部がヒンジによって折り畳め、B5サイズ以上で持ち運び可能なものを分類する。(電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品を除く)
- ・ H7-725(携帯型)には、手の平サイズで持ち運び可能なものを分類する。キーの数は問わない。物品名や、意匠の説明等の記載により、電子辞書や、携帯情報端末機(PDA)と判断される物品は、ノートパソコン型の特徴を備えていてもここに分類する。  
(テンキー程度の操作ボタンを有すもので通信相手と双方向に通話できる電話機は、携帯電話機に分類する。(分類付与運用メモ欄参照))

H7-723 登録 01165379

電子計算機



H7-724 登録 1177526

携帯用電子計算機



- 赤外線や電気コードを介して電気信号を送り、機器を人為的に操作(切換、調整等)する操作用機器のうち、手の平サイズで、持ち運び可能なものは、H7-122操作用機器(小型携帯型)に分類する。

H7-122 登録 1147703

ビデオプロジェクター用リモートコントローラー


**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

■■携帯電話機と、携帯情報端末機(PDA)の関係■■

【経緯】

一昔前は、携帯電話は通話機能のみ、携帯情報端末機は情報管理機能のみを有するものであった。  
 しかし近年、携帯電話機にメールやブラウジング等の通信機能、カメラ(動画・静止画)を搭載した機種や、携帯情報端末機に通話機能やカメラ(動画・静止画)を搭載した機種が広まり、両者の境界が曖昧になっている。  
 しかし、携帯電話機には携帯電話機特有の形状・大きさがあることから、携帯情報端末機と分類をまとめることはせず、形状及び説明を考慮した上で、分類することとする。

【基本的な考え方】

携帯電話機……………携帯できる電話機。通話機能を主たる機能とする。  
 電子計算機能は、メール・ブラウジング、電話回線や無線を利用してデータの送受信等。  
 カメラや、バーコード読み取り機能、カード記録機能を有するものもある。

携帯情報端末機……システム手帳を小型の電子計算機に置き換えた機器。いわゆるPDA。  
 メール・ブラウジング機能、電話回線や無線を利用してデータの送受信等の他、  
 文章等のデータ作成の機能等を有する。  
 カメラ、通話機能を有するものもある。

【意匠分類付与の考え方】

H7-43(携帯電話機) 一般的に「携帯電話」として販売されているものを分類する。  
 機能 通話機能を主たる機能とする。  
 その他、カメラ、メール・ブラウジング機能、データの送受信等。  
 形状 縦長板状の筐体。テンキーを有する。  
 正面側において表示部とボタン群がほぼ5対5の割合で配置されている。

H7-725(データ表示機付き電子計算機)  
 一般的に「PDA(携帯情報端末機)」として販売されているものを分類する。  
 機能 文章等のデータ作成機能、スケジュール管理等を主たる機能とする。  
 その他、メール・ブラウジング機能、データの送受信等。  
 形状 板状の筐体で、データ表示部が、正面側のほぼ全幅に渡る。  
 タッチパネル(及びファンクションキー)又はフルキーを有する。



**【具体例】**

(1)「テンキー又はフルキー状の操作ボタンを有するものについて」

- ①フルキー状の操作ボタンを有する場合は、H7-725に分類する。  
(テンキー状のボタンが共存する場合も含む)
- ②テンキー状の操作ボタンのみを有する場合は、H7-43に分類する。

(2)「操作部がタッチパネル方式のものについて」

- ①図面中(参考図を含む)に、フルキー状のキーが表されている場合は、H7-725に分類する。  
(テンキー状のキーが表された図面が共存する場合も含む)
- ②図面中(参考図を含む)に、テンキー状のキーのみが表されている場合は、H7-43に分類する。
- ③図面上、キーの表示がないものについては物品名で判断する。  
「携帯電話機」等 → H7-43、「携帯情報端末機」等 → H7-725

(3)上記のいずれの条件にも該当しないものは物品名で判断する。

「携帯電話機」等 → H7-43、「携帯情報端末機」等 → H7-725

**■ H7-624 代(データ表示機)との関係**

願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても区別が困難な場合には、一般的な販売形態にしたがって分類を付与する。よって、主たる機能の一つとしてナビゲーション機能を有していても、他物品(例: PDA等)として一般的に販売されるものは H7-725 に分類する。

**【具体例】**

- ①ナビゲーション機能を有する「携帯情報端末」のうち、
  - 一般的に車両に取り付けて使用し、いわゆる「カーナビ」として販売されるもの → H7-624代
  - 一般的にポータブル機器として利用され、いわゆる「携帯情報端末」として販売されるもの → H7-725

**【備考】**

①分類先に迷うものは、各件毎に担当審査官の協議を必要とする。  
今後さらに新たな機能が加わった際は、分類・Dタームの構成も含めて、再度検討する。

過去に分類した物品の名称		